

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

職員にとって働きやすい環境をつくることによって、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の 2 年間とする。

2.目標

【目標 1】

計画期間内に、女性職員の育児休業取得率を 90%以上にする(年度単位)。

〈対策〉

平成 30 年 4 月以降、育児休業に係る制度・規程の周知を図る。また、職場復帰のための連絡会及び面談を実施する。

【目標 2】

子供の出生時における父親の休暇取得の促進を図る。

〈対策〉

- ・平成 30 年 4 月以降、通知文書等による休暇制度に関する PR、管理職の啓発活動を行う。
- ・取得状況を定期的に確認する。

【目標 3】

平成 30 年 4 月より所定外労働時間を削減するため、ノー残業デー制度を継続実施する(毎月中の水曜日 3 日)。

〈対策〉

- ・平成 30 年 4 月より、半期毎にノー残業デーを設定し公示、周知を図る。
- ・平成 30 年 4 月以降、ノー残業デーの実施状況を定期的に確認する。

【目標 4】

平成 32 年 3 月 31 日までに、年次有給休暇の取得率を 54%以上にする。

〈対策〉

- ・平成 30 年 4 月以降、年次有給休暇の計画的付与の周知等により、年次有給休暇の取得促進に関する啓発活動を行う。
- ・取得状況の管理を徹底する。

以上